

# 令和7年度第2回一関市環境審議会

日時 令和8年3月26日(木)

13:30～15:00

場所 一関市役所 会議室棟 第2会議室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

4 協 議

一関市環境基本計画骨子案について

5 その他

6 閉 会

# 一関市環境基本計画（骨子案）

## ▶計画の見直し

現計画は国や県の環境基本計画の事項（地球温暖化対策、資源循環、公害防止など）を含んでいるので、次期計画においても踏襲する。

次期計画は上位計画である一関市総合基本計画に沿った形で、国や国際動向などの必要事項を盛り込む。

### <見直し方針>

#### ① 国および県の環境基本計画にならい基本方針を定める ※別紙①参照

現計画は、一関市環境基本条例の「第2章 第7条 施策の基本方針」「第3章 基本的施策」を網羅する形で策定されたが、条例は環境行政を広く定めているため、都市計画マスタープラン、景観計画で定めるまちづくりの分野や、水道事業ビジョン、汚水処理計画で定めている上下水道分野まで計画の範囲が広がっている。

そこで、国および県の環境基本計画の構成や考え方にならい、本市の環境行政として重点的に取り組むべき方向性を明確化することとした。

#### ② 計画に定める環境の範囲を環境基本法等をもとに再定義

基本方針の見直しに伴い、本計画で定める環境の範囲を、環境基本法等の法律に基づく環境の概念を中心に、環境と直接関係が強い分野を対象として構成する。

現計画		令和8年度計画		
環境の要素	具体例	項目	根拠法令	主な対象
地球環境	地球温暖化、エネルギー	→ 地球環境	地球温暖化の推進に関する法律	地球温暖化対策（対応策、適応策）
自然環境	森林、生態系、生息空間	→ 自然環境	自然環境保全法 生物多様性基本法	生態系、野生生物、自然景観（里山など）
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山	→	各計画で定める ※里山→自然環境	
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護	→	生活環境	環境基本法 大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、化学物質、産業活動による影響
大気	大気質、悪臭	→		
騒音	騒音、振動	→		
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理	→	循環型社会	循環型社会形成推進基本法 廃棄物処理、リサイクル、資源循環
—	—	明記	環境学習	環境学習促進法 教育、学習、普及啓発

## ▶国際・国内の動向

### 1) 地球温暖化対策の動き

#### ①地球温暖化が進み世界の平均気温が1度以上上昇

平成 27 (2015) 年に COP21 (気候変動枠組条約締約国会議) においてパリ協定が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」を掲げた。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 6 次評価報告書 (令和 5 年 3 月公表) によると、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がなく、産業革命前 (1850~1900 年) を基準とした世界平均気温は 2011~2020 年に 1.1°C の温暖化に達したことを報告した。

#### ②国の地球温暖化対策の動き

国では、パリ協定に定める目標を踏まえ、令和年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言した。

また、地球温暖化による気候変動の影響に対応して、被害の防止や経変を図るため、平成 30 年 6 月に気候変動適応法を施行した。

※本市では「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを令和 3 年 2 月に宣言し、「一関市地球温暖化対策地域推進計画 (区域施策編)」「気候変動適応計画を令和 5 年 3 月に策定した。

### 2) 資源循環に関する動き

#### ①循環経済 (サーキュラーエコノミー) の世界的潮流

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

国連環境計画国際資源パネル (UNEP IRP) の「世界資源アウトルック 2024」では、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の 55% 以上、陸域の生物多様性の損失と水不足の要因の 90% 以上、粒子状物質による健康影響の最大 40% を占めており、気候変動を 1.5°C 未満に抑止する目標をはるかに超過すると指摘した。

資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

#### ②国の資源循環に関する動き

令和 3 年 10 月に改定された地球温暖化対策において、地球温暖化対策の基本的な考えとして、「3 R + Renewable (再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高める)」をはじめとする経済循環への移行を急激に進めていく

ことが明記された。

海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応策を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層推進し、包括的な資源循環体制を強化するため、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行された。

令和6年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、循環経済への移行を前面に打ち出した。

さらに、令和6年5月に再資源化事業等高度化法が成立し、令和7年2月に基本方針、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等の一部の規定が施行された。既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に廃棄物等の適正処理に力を置き、再生材の質・量を推進する施策が不十分であることから、製品製造業等が求める高品質な再生材の安定的な供給を目的として制定された。

### 3) クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人身被害が過去最多

令和7年度のクマ等による人身被害は、令和5年度（198件219人うち死亡事故6件）を過去最多の被害を上回り、214件236人うち死亡事故13件に上っている（令和7年12月速報値）。

被害の深刻な状況を受けて、令和6年4月にクマ類（ヒグマ、ツキノワグマ）が、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして指定管理鳥獣に追加され、あわせて「クマ被害対策パッケージ」が関係省庁により取りまとめられた。

令和7年9月には、クマ等が人の生活圏に出没する事例が増加していることを受けて、人命に危険が及ぶ緊急時に市町村の判断で銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。

### 4) 生物多様性保全の数値目標の明確化

生物多様性保全については、平成5年度に国際的な枠組みである生物多様性条約が発効されて以降、平成7年度に生物多様性国家戦略の制定、平成22年度に国際会議で愛知目標（具体的な20の目標）が設定されるなど、制度や意識の面では一定の前進をしたものの、自然の状態には改善が見られなかった。

令和4年度の国際会議において、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、抽象的で達成状況の評価が困難であると評価された愛知目標を、2030年までにネイチャーポジティブ（自然の損失を止め回復軌道に乗せる）を目指し、具体目標として30by30（陸と海のそれぞれ30%を保全地区にする）を掲げた。

同年度に、国は生物多様性国家戦略（2023-2030）を策定し、30by30を達成するため自然共生サイト（取組によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定を創設した。

※生物多様性保全とは、多様な生き物とその繋がりを守り、その恵みを持続的に利用しながら、自

然と共生する社会をつくること。一関市の場合は、特に里地里山を指す。

## ▶生物多様性地域戦略の策定について

### 1) 検討の経過

令和6年度に久保川イーハトーブ自然再生協議会から下記の請願が提出され、採択された。

<請願の内容>

- ・「生物多様性地域戦略」を策定すること
- ・「ネイチャーポジティブ宣言都市」になること

請願の採択を受けて、同年度に下記のとおり回答。

- ・ 生物多様性地域戦略の策定については、一関市環境基本計画（基本方針2）と内容が重複するため、新たに策定する一関市環境基本計画（令和9年度から令和18年度）に含む形で検討する。
- ・ ネイチャーポジティブ宣言については、具体的な取組の策定が必要と考えられ、今後、自然生態系の保全と回復に関する情報収集と研究を進めながら、生物多様性地域戦略策定と併せ検討をする。

なお、一関市環境基本条例において、一関市環境基本計画の策定にあたっては環境審議会の意見を聴くことが求められており、生物多様性地域戦略策定及びネイチャーポジティブ宣言に関しても、環境審議会委員の意見を伺った上で進めていく。

令和7年9月18日（木）に開催した環境審議会、請願の内容について説明。

委員から、生物多様性という言葉が事務局含め委員それぞれが解釈しているので、まずは共通認識を図ることが重要と助言いただいた。

令和7年12月13日（土）に生物多様性セミナーを開催し、委員と一般参加者が聴講。※講師は東北地方環境事務所職員、岩手県環境アドバイザー

### 2) 環境基本計画に内包することについて

生物多様性の保全は、本計画の他の項目と重複する取組があるため、本計画の中で位置づけるほうが事業間の整合性を確保しながら推進できる。

現状の推進体制や実行可能な施策内容は環境学習や啓発を中心としたソフト事業が中心であり、独立した計画として必要な規模の事業を構築することができない。

以上のことから、環境基本計画の中で定めるかたちが適当であると考えます。

### 3) 生物多様性に関する市の事業

「生物多様性地域戦略策定の手引き 指標カタログ」に該当する、本市で行う生物多様性に関する事業は下記の通り。

- ・[新規] まち場での環境学習
- ・[新規] 市街地へのクマ出没防止 ※果樹伐採費用補助
- ・特定外来生物駆除 ※自治会等活動費総合補助制度 特定外来生物対策費
- ・有機農業の推進 ※「一関地方有機農業実施計画」と連携を図る

### ▶計画の体系 別紙②参照

### ▶令和8年度の審議会開催スケジュール案

審議の内容により開催回数が増減になります。

年	月	内容
令和8年	3月下旬	令和7年度第2回 環境審議会 ・諮問 ・環境基本計画骨子案、生物多様性地域戦略の策定について
	7月中旬	令和8年度第1回 環境審議会 ・環境基本計画案（施策、指標を含む）
	9月中旬	令和8年度第2回 環境審議会 ・環境報告書（令和7年度実績）
	11月上旬	令和8年度第3回 環境審議会 ・環境基本計画案（施策、指標を含む） ※第1回の審議を反映
令和9年	1月上旬	政策調整会議
	1月下旬	パブリックコメント（期間14日）
	2月中旬	教育民生常任委員会
	2月下旬	令和8年度第4回 環境審議会 ・パブリックコメント ・環境基本計画案（施策、指標を含む）
	3月上旬	答申

### ▶ 計画の基本的事項

#### 1) 計画の位置づけ

一関市環境基本計画（以下「本計画」という）は、「一関市環境基本条例」の第8

条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

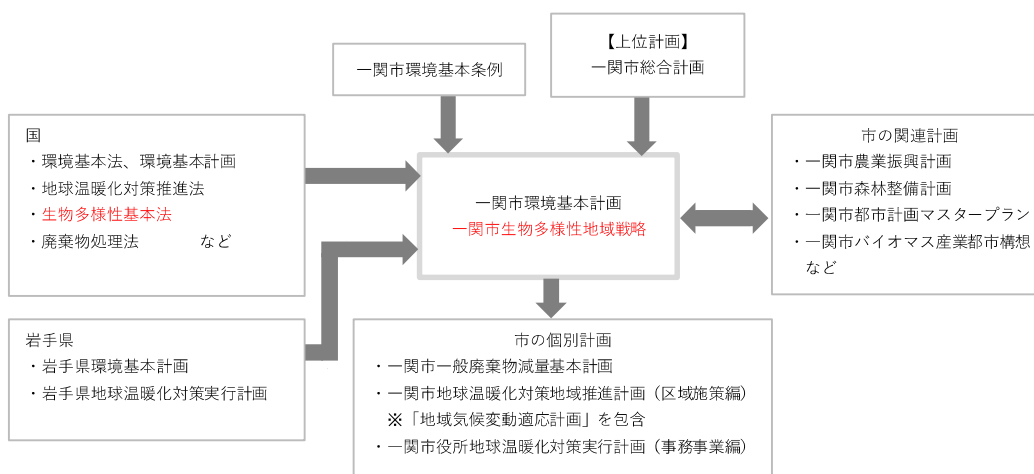
- ・環境の保全及び創造に関する目標
- ・環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- ・上記のほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

本計画は、上位計画である「一関市総合基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針であると同時に、環境分野の上位計画として位置づけます。

本計画には、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を包含します。

環境に関する個別計画は、本計画の内容を踏まえて策定します。

#### ▶体系図



## 2) 期間

計画期間は令和9（2027）年～令和18（2036）年の10年間

※総合計画の指標の見直しに合わせて改定あり

<b>国 第6次</b> 第3章 個別分野の重点的施策の展開	主旨
1 気候変動対策 (1) 緩和 (2) 適応	温暖化対策
2 循環型社会の形成 (1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり (2) 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 (3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 (4) 資源循環・廃棄物管理基盤の強化と差別的適正処理・環境再生の実行 (5) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	資源循環
3 生物多様性の確保・自然共生 (1) 生態系の健全性の回復 (2) 自然を活用した社会課題の解決 (3) ネイチャーポジティブ経済の実現 (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） (5) 生物多様性に係る取組を支える制度整備と国際連携の推進	生物多様性
4 環境リスクの管理等 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (2) 化学物質管理 (3) 環境保健対策 ※公害被害者など	公害防止
5 各種施策の基盤となる施策 (1) 環境影響評価 (2) 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進 (3) 環境教育、ESD及び協働取組の推進 (4) 環境情報の整備と提供・広報の充実	環境教育 / 協定
6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の対規模災害への備えと発生時の対応 (1) 東日本大震災からの復興・創生 (2) 自然災害への対応	放射線 / 防災

<b>岩手県</b> 第3章 環境分野別施策	主旨
1 気候変動対策 (1) 省エネルギー対策の推進 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 適切な森林管理による吸収源対策の推進 (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	温暖化対策
2 循環型地域社会の形成 (1) 廃棄物の抑制・再利用・再利用 (3R) + Renewableの推進 (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 (3) 廃棄物の適正処理の推進	資源循環
3 生物多様性の保全・自然との共生 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然とのふれあいの促進 (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	生物多様性
4 環境リスクの管理 (1)～(5) 大気・水・土壌・地盤の保全、騒音・振動・悪臭・化学物質の環境リスク対策の推進 (6) 監視・測定体制の強化・充実と公害等への的確な対応 (7) 放射性物質による影響の把握等 (8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進 (9) 北上川清流化対策の推進	公害防止
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 (1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進	環境教育 / 協働

<b>一関市</b> 基本方針	主旨
1 地球温暖化対策の推進 ① 地球温暖化対策の率先行動と啓発 ② 新エネルギーの積極的な活用 ③ 省エネルギーの推進	温暖化対策
2 水と緑豊かな自然環境との共生 ① 多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造 ② 森林・農地等の保全と育成、活用 ③ 環境への負荷の軽減	環境美化 / 資源循環 注: 主にまともがない / 川・森林、下水処理 / 公害防止 / 放射線
3 資源が効果的に循環する地域社会づくり ① 廃棄物の減量化と資源化、再利用の推進 ② 効率的な廃棄物処理システムの確立	環境美化 / 資源循環
4 住みつけたい、訪れたい魅力ある環境づくり ① 一関らしい景観の保全と創造 ② 住みつけたいと実感できる生活環境の形成	緑景まちづくり / 放射線 / 公害防止 / 公園 / 環境美化
5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり ① 市民・事業者の環境意識の啓発 ② 人材の育成と協働の仕組みづくり	環境教育 / 協働

<b>一関市 R9～R18</b> 基本方針	主旨	法的根拠
1 地球温暖化対策の推進	温暖化対策	地球温暖化対策推進法 (H10公布)
2 資源循環	資源循環	循環型社会形成推進基本法 (3R) (H12公布) 廃棄物処理法 (S45公布)
3 自然共生	生物多様性	生物多様性基本法 (H20.6月施行)
4 環境保全	公害防止	環境基本法 (H5施行 前公害法など)
5 環境教育	環境教育	環境教育等促進法 (H24.10月施行)

「(1) 東日本大震災からの復興・創生」は、帰還困難区域の解除や汚染土壌の中間貯蔵施設の整備、ALPS処理水のモニタリングなど、主に福島県で抱えている問題に対する計画を指す。

「(2) 自然災害への対応」は、毎年のように大規模災害が発生し、廃棄物処理施設の被災による生活ごみの処理や、災害廃棄物の処理が大きな課題のひとつであること、災害時の石綿飛散の防止、害虫・悪臭対策などを指す。

一関市環境基本条例の下記項目を盛り込み、かつ、環境の範囲を広く捉え、まちづくり（都市計画）、水源の確保など環境分野外の事項を策定している。

- ・第2章 第7条 施策基本方針 ※抜粋
  - (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保
  - (2) 多様な自然環境を地域の自然的社会条件に配慮して適正に保全
  - (3) 快適な環境を保全するとともに、人と自然の豊かな触れ合いを確保
  - (4) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築
  - (5) 環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力を努める
- ・第3章 基本的施策
  - 第14条 公共的施設等の整備及び事業推進
  - 第15条 廃棄物の減量の推進
  - 第16条 環境美化に関する意識の向上
  - 第17条 環境教育及び学習の振興

環境基本計画に記載しない以下の項目は各計画で推進する（不明確な主旨の解消、環境の範囲が広がり過ぎないための線引き）

【前有】景観・・・一関市景観計画（都市整備課 景観法【国交】/景観まちづくり条例） ※山川をはじめ里山の景観を守る記載あり

【前有】空き家・・・一関市空き家等対策計画（生活環境課 空き家等対策の推進に関する特措法【国交】）

【前有】下水（水質保全）・・・一関市污水処理計画（下水道課 下水道法【国交】、水質汚濁防止法【環境ほか】）

【前有】水源保護（水質保全）・・・一関市水道水源保護条例、一関市水道事業ビジョン（総務管理課 水道法【国交】）

【前有】公共工事（雨水など地下水のかん養）・・・一関市都市計画マスタープラン（都市整備課 都市計画法【国交】）

【無】地域経済・・・一関市地球温暖化対策地域推進計画（生活環境課 GX（グリーン・トランスフォーメーション）【経産】、地域新電力【環境】）

【無】レジリエンス（災害への抵抗力）・・・一関市地域防災計画（一関市防災会議/防災課 災害対策基本法【内閣】） ※グリーンレジリエンス（自然を活かした防災・減災）の観点では一関市都市計画マスタープラン

環境の区分		
まちづくり・景観（都市計画）	まちづくり・景観 × 自然・生活環境	自然・生活環境
・都市計画（用途地域、道路、公園）	・都市の緑地計画（公園、街路樹）※一関市は制定義務ないため未制定	・環境（大気、水、土、森林、川）保全
・景観計画（歴史的景観、町並み保全、建築物デザイン）	・自然景観を活かした観光・地域づくり・・・一関市観光振興計画（観光物産課）	・自然体験
・文化財保護（建造物、史跡、伝統行事）	・環境に配慮した都市デザイン ※一関市には記載なし	・生物多様性に関しては里地里山の保全
・地域経済、観光	・グリーンレジリエンス（防災）	

現在の環境基本計画の環境が広がり過ぎているので、「環境基本法」など環境省の定める法令の範囲で定義し直す。

別紙①

